

公 告

一般競争見積（郵便による一般競争見積）を次のとおり行うので、高知市契約規則第 31 条第 2 項に基づき、公告する。

令和 5 年 6 月 13 日

高知市長 岡 崎 誠 也

1 一般競争見積に付する事項

(1) 名称

高知市清掃工場電力需給

(2) 目的及び概要

高知市が高知市清掃工場及びその周辺施設で使用する電気を小売電気事業者から調達するもの。

(3) 調達条件

電力売買契約書（案）及び仕様書による

(4) 需要場所

高知県高知市長浜 6459 番地 高知市清掃工場

(5) 調達期間

令和 5 年 10 月 1 日 0 時 00 分から令和 6 年 9 月 30 日 24 時 00 分まで

2 一般競争見積の方法

見積書郵送方式による一般競争見積

3 一般競争見積に参加する者に必要な資格に関する事項その他競争見積に関する事項

別紙のとおり

1 一般競争見積に参加する者に必要な資格

この一般競争見積（以下「本競争見積」という。）に参加する者が有しなければならない資格（以下「見積参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- ② 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 条）第 2 条の 2 に規定する登録を受けている者であること。
- ③ 需要家への電気の供給契約について、次のすべての要件を満たした契約を履行した実績を有する者であること。
 - ・ 1 か年に供給した電気の量の予定又は実績が 1,000,000 kWh 以上であること。
 - ・ 電気を供給した期間が、本競争見積の公告日までに 1 か年を経過していること。
- ④ 本競争見積の公告日から起算する過去 2 か年において、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）第 34 条第 4 項の規定による公表をされていない者であること。
- ⑤ 市町村税，都道府県税及び国税を滞納していない者であること。
- ⑥ 健康保険料，厚生年金保険料及び子ども・子育て拠出金を滞納していない者であること。
- ⑦ 代表者又は役員等が，高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれかに該当しない者であること。
- ⑧ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て，民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし，民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても，民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者については，当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。
- ⑨ 本競争見積の公告日から本競争見積に係る契約の締結日までの間において，本市から指名停止又は指名回避の措置を受けている期間が存在しない者若しくは本市指名停止要綱の対象となる事案に該当しない者であること。

2 関係書類の交付

- (1) 本市が本競争見積へ参加しようとする者（以下「競争見積参加希望者」という。）へ交付する書類は，別表 1 のとおりとする。
- (2) 本市は，(1)の書類を次の URL に掲載することで競争見積参加希望者へ交付する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/66/denryokujukyu2023.html>

3 調達条件に関する質疑

- (1) 競争見積参加希望者は，本競争見積に係る調達条件について書面をもって質疑をすることができる。
- (2) (1)の質疑をしようとする者は，質疑書に質疑事項を記載したものを提出する。
- (3) (2)の質疑書の提出方法，提出期限及び提出先は，次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ(送信後,提出者は,13の電話番号へ書類到達の確認をする。)
提出期限	令和5年6月23日
提出先	13と同じ

- (4) 本市は, 質疑に対する回答を令和5年7月4日までに次のURLに掲載する。
<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/66/denryokujukyu2023-kaitou.html>

4 競争見積参加資格審査の申請

- (1) 競争見積参加希望者は, 本市の競争見積参加資格審査を受けなければならない。
- (2) (1)の審査を受けようとする者(以下「申請者」という。)は, 別表2に定める書類(以下「申請書類」という。)を提出する。この場合において, 申請者は, 当該申請者が本市の「令和4・5年度物件等競争入札参加資格者名簿」に登録されているときは, 区分が甲以外である書類の提出を省略することができる。
- (3) 申請書類は, 本社(本店)に係るものとする。
- (4) 申請書類の提出方法, 提出期限及び提出先は, 次のとおりとする。

提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送
提出期限	令和5年7月14日(必着)
提出先	13と同じ

- (5) (4)の郵送は, 次に掲げる事項に適合していなければならない。
- ① 申請書類が封筒に入れられており, かつ, 当該封筒が封かんされていること。
- ② 申請書類が入れられた封筒の表に案件名, 申請者の住所(所在地)及び氏名(法人にあっては名称及び見積する権限を有する者の職名及び氏名とする。以下同じ。)並びに「申請書類在中」及び「親展」の文字が明記されていること(別図1)。

5 競争見積参加資格審査の結果の通知

- (1) 本市は, 申請者に対する4(1)の審査の結果を令和5年8月4日までに当該申請者へファクシミリで通知する。
- (2) 本市から競争見積参加資格を有さない旨の通知を受けた者は, その理由について文書をもって説明を求めることができる。

6 競争見積の参加

- (1) 本市から競争見積参加資格を有する旨の通知を受けた者(以下「有資格者」という。)は, 本競争見積への参加をすることができる。
- (2) (1)の参加をしようとする者(以下「見積参加者」という。)は, 基本料金単価1, 基本料金単価2, 予備線基本料金単価, ピーク単価, 夏季昼間単価, その他季昼間単価, 夏季夜間単価及びその他季夜間単価(以下「各種単価」という。)に対し当該見積参加者が見積もった単価(以下「見積単価」という。)及び見積単価から算定された予定使用電気料金が様式第7号に記載された見積書を提出する。
- (3) 見積単価は, 諸経費並びに消費税及び地方消費税を含むものとする。
- (4) 見積書の提出方法, 提出期限及び提出先は, 次のとおりとする。

提出方法	一般書留又は簡易書留郵便による郵送
提出期限	令和5年8月17日(必着)
提出先	13と同じ

(5) (4)の郵送は、次に掲げる事項に適合していなければならない。

- ① 見積書が封筒に入れられており、かつ、当該封筒が封かんされていること。
- ② 見積書が入れられた封筒の表に案件名及び見積参加者の住所（所在地）、氏名並びに「見積書在中」及び「親展」の文字が明記されていること（別図2）。

7 契約相手方の決定

- (1) 本市は、各種単価それぞれに予定価格を定める。
- (2) 契約相手方は、見積単価の全てが予定価格を下回る者のうち最低の予定使用電気料金を見積もった者とする。ただし、無効である見積りをした者を除く。

8 競争見積の辞退

- (1) 有資格者は、本競争見積への参加の辞退をすることができる。
- (2) (1)の辞退をしようとする者は、辞退届を提出する。
- (3) 辞退届の提出方法、提出期限及び提出先は、次のとおりとする。

提出方法	ファクシミリ（送信後、提出者は、13の電話番号へ書類到達の確認をする。）
提出期限	見積書の提出期限と同じ
提出先	13と同じ

9 見積りの無効

見積りが次のいずれかに該当するときは、当該見積りは無効とする。

- ① 競争見積参加資格を有さない者によって提出されたとき。
- ② 見積書が提出期限までに到着しないとき。
- ③ 同一の競争見積に対して2以上の見積書が提出されたとき。
- ④ 見積書の記載事項が不明瞭であるとき。
- ⑤ 見積書に記名及び押印がないとき。
- ⑥ 見積書に記載された見積金額が訂正されているとき。
- ⑦ ①から⑥までに掲げる事項のほか競争見積条件に違反した見積りをしたとき。

10 競争見積の結果の通知及び公開

- (1) 本市は、本競争見積の契約相手方が決定したとき又は決定しなかったときは、有資格者全てに対しその旨を令和5年8月31日までに通知するものとする。
- (2) 本市は、契約相手方の決定後において、有効な見積書を提出した見積参加者全ての見積金額を公開できるものとする。
- (3) 本市は、契約相手方の見積書に記載された各種単価を公開できるものとする。

11 競争見積の取消し

本市は、契約相手方の決定から契約締結までの間に契約相手方が見積参加資格を有していないことが明らかとなった場合には、契約相手方の決定を取り消す。

12 契約の締結

- (1) 契約保証金は、高知市契約規則第39条の規定により免除とする。
- (2) 契約相手方は、電力売買契約書（案）に基づいて直ちに本市と協議を行い電力売買契約書を速やかに作成しなければならない。この場合において、契約相手方が電力売買契約書に定める契約金額は、契約相手方が見積書に記載した各種単価とする。
- (3) 契約相手方は、契約相手方が10(1)の通知を受けた日から起算して10日以内に本市と契約

を締結しなければならない。

- (4) 契約相手方は、契約相手方が(3)の期限までに契約を締結しない場合には、契約相手方としての権利を失う。

13 契約条項を示す場所

〒781-0270 高知県高知市長浜 6459 番地

高知市環境部 清掃工場 保全管理係

TEL：088-842-1171

FAX：088-841-0818

E-mail：kc-180900@city.kochi.lg.jp

別表1 関係書類

番号	書類の名称	様式
1	電力売買契約書（案）	
2	仕様書	
3	競争見積参加資格審査申請書	様式第1号
4	業務履行実績調書	様式第2号
5	使用印鑑届	様式第3号
6	委任状	様式第4号
7	暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書	様式第5号
8	質疑書	様式第6号
9	見積書	様式第7号
10	辞退届	様式第8号

別表2 申請書類

番号	名称	作成要領	区分 (※)
1	競争見積参加資格 審査申請書	様式第1号に必要事項を記載したもの。	甲
2	小売電気事業者と して登録されてい る者であることを 証する書類の写し		甲
3	業務履行実績調書	様式第2号に電気の供給契約の実績を1件以上記載した もの。記載する電気の供給契約は、1③の要件をす べて満たすものとする。 記載した案件がこの要件を満たしていることを証する 書類（任意様式）を添付する。	甲
4	使用印鑑届	様式第3号に本競争見積で使用する事業所の代表社印 を押印したもの。法人の場合で、代表者印に商号（事 業所の名称）が刻印されていないときは、商号が刻印 された社印を押印する。	乙
5	委任状	様式第4号に必要事項を記載したもの。申請者が本競 争見積について委任をする場合に提出する。	乙
6	登記簿謄本又は登 記事項証明書	法務局が発行する現在事項全部証明書等。	丙
7	市町村税に係る納 税証明書	市町村税について滞納がないことを証するもの又は直 近2事業年度の納税証明書。	丙
8	都道府県税に係る 納税証明書	都道府県税について滞納がないことを証するもの又は 直近2事業年度の納税証明書。	丙
9	国税に係る納税証 明書	国税について滞納がないことを証するもの。証明が必 要な税目は、法人税、消費税及地方消費税、源泉所得 及復興特別所得税（強制徴収分）とする。	丙
10	健康保険料、厚生 年金保険料及び子 ども・子育て拠出 金に係る納入確認 書	直近2か年において健康保険料、厚生年金保険料及び 子ども・子育て拠出金について滞納がないことを証す るもの。別表3に定める書類。	丙
11	財務諸表	直近2事業年度における貸借対照表及び損益計算書。	乙
12	暴力団排除に関す る誓約書及び照会 承諾書	様式第5号に必要事項を記入したもの。	乙

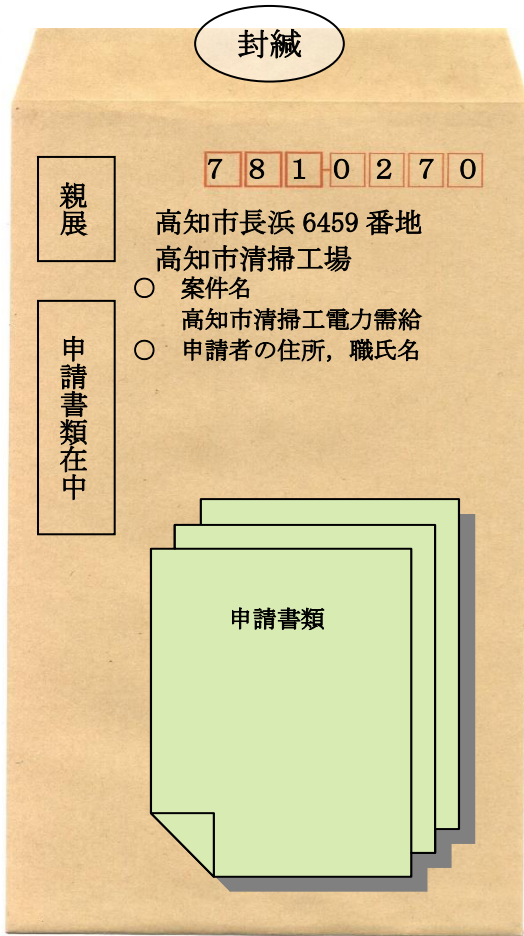
※ 区分が丙である書類は、発行日から起算して申請書類提出日までに120日を越えないものとする。この場合において、当該書類は、写しでも良いものとする。

別表3 健康保険料及び社会保険料に係る納入確認書

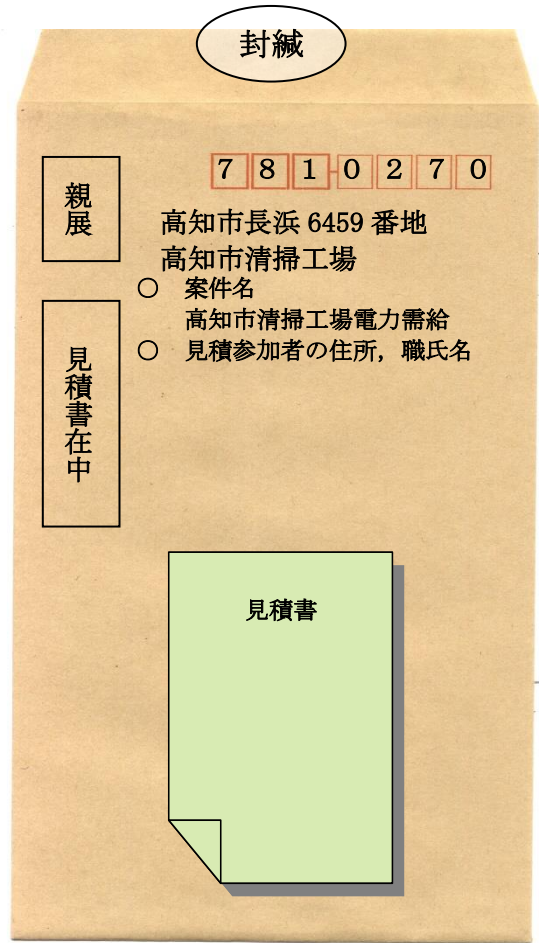
	健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
事業所が全国健康保険協会管掌健康保険に加入している場合	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)
事業所が組合管掌健康保険に加入している場合	健康保険組合の確認印が押印された健康保険料納入確認書(任意様式)	社会保険料納入確認(申請)書(※)	社会保険料納入確認(申請)書(※)

※ 年金事務所が発行するもの。

別図



別図1 申請書類封入封筒



別図2 見積書封入封筒

高知市清掃工場電力需給 日程一覧

- 令和5年6月13日 公告
- 令和5年6月23日 質疑書提出期限
- 令和5年7月4日 質疑回答期限
- 令和5年7月14日 申請書類提出期限
- 令和5年8月4日 競争見積参加資格通知期限
- 令和5年8月17日 見積書提出期限
- 令和5年8月31日 見積結果通知期限
- 令和5年10月1日 調達開始
- 令和6年9月30日 調達終了